

島根県報

号外第三七号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

訓 令 目 次

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

(職 員 課)

訓 令

島根県訓令第十四号

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局
島 根 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局
隠 岐 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局

島根県職員被服等貸与規程（昭和四十六年島根県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

第一条中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十

号）」に改める。
第六条中「対象職員は」の下に「貸与期間が満了したとき」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、再使用が不能の貸与品は、島根県会計規則第百二条第一項の規定による不用の決定があつたものとみなし、対象職員に無償又は適正な価格で譲渡することができる。
第七条第二項を次のように改める。

2 貸与品管理者は、貸与期間が満了したとき、復職を命ぜられたとき、引き続き一年を超える期間職務に従事しないこととなつた者が再び職務に従事することとなつたとき又は前項の報告があつた場合において必要があると認めるときは、再貸与することができる。

第八条を削る。

別表の一の表四の項から九の項までを次のように改める。

	四	五	六
	総務部営繕課に勤務し、建築及び修繕工事の執行に係る調査、測量、監督及び検査に従事する職員	総務部消防防災課に勤務し、火薬類又は高圧ガス取締事務に従事する職員	総務部消防防災課に勤務し、無線局施設の管理事務に従事する職員
	作業衣(冬) 作業衣(夏) 雨衣 防寒衣 長靴 作業靴 作業帽	作業衣(冬) 作業衣(夏) 安全靴	救助服(上、下) 夏制服(上、下) ベルト
	一着 一着 一着 一着 一着 一着 一着 一着 一着	一着 一着 一足	四着 一着 一着
	三年 三年 三年 三年 三年 二年 二年 二年	三年 三年 三年	三年 三年 一年

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)